

答 申

審査会の結論

実施機関が、平成10年11月10日付でした、クリーンセンター周辺住民公害健康診断検診結果（個別）平成10年度分（以下「本件文書」という。）を非開示とする決定（以下「本件決定」という。）は、相当である。

異議申立ての趣旨

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、平成10年11月2日実施機関に対し、本件文書の開示を請求したが、実施機関は、同年11月10日、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するので、条例第11条第2号により非開示とすることのできる公文書に当たるとして、本件決定を行った。これに対して異議申立人は、少なくとも本人には開示すべきであること、過去に同様に開示請求を行ったところ開示されたこと、昨今問題となっているダイオキシン汚染等との関係から、本件文書は条例第11条第3号但し書きに該当する、などと主張して、本件異議申立てを行ったものである。

審査会の判断

人の健康に関する情報は、「個人に関する情報」のなかでも特にセンシティブなものであって、厳格に管理されなければならない、これを開示する場合には、特に強い正当化事由が必要とされるものと解すべきである。

確かに、個々の検査項目に関する検査成績は、それ自体を見れば単なる数値であって、特定の個人を識別しうる情報ではないので、受診した個人名（あるいはそれを識別しうる、身長・体重などの情報）を除いて、部分開示すべきであるという考え方があるかも知れない。

しかし、本件健康診断の場合、受診対象が特定地域の住民であり、かつ数的にも限定されているところから、部分開示した場合に、特定の個人が識別される可能性があるので、部分開示もできないと考えるべきである。

次に、異議申立人は、本件文書に含まれる情報は条例第11条第3号但し書きの規定に該当すると主張するもののようであるが、同号但し書きは、法人等に関する情報あるいは事業を営む個人の当該事業に関する情報に適用されるものであって、個人に関する情報には適用されない。

さらに、異議申立人は、かつて同種の公文書開示請求をした折りには開示の決定がなされた旨主張するが、当審査会としては実施機関の過去の決定に拘束されるいわれはなく、特に、個人情報の保護に関する社会一般の関心が高まっている今日においては、その開示について慎重に対処するのは当然である。

よって、いずれにせよ、本件文書は非開示とするのが相当である。

審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 11 年 2 月 15 日	諮 問
平成 11 年 2 月 26 日	審 議 (第五期第 3 回審査会)
平成 11 年 3 月 30 日	実施機関職員より理由説明聴取 審 議 (第五期第 4 回審査会)
平成 11 年 4 月 6 日	異議申立人より意見書受理
平成 11 年 4 月 16 日	審 議 (第五期第 5 回審査会)
平成 11 年 5 月 13 日	審 議 (第五期第 6 回審査会)
平成 11 年 7 月 7 日	審 議 (第五期第 7 回審査会)